

# はじめてみよう 市民活動

## 市民の活動をサポートします

近年、市内各地で、区や有志団体など市民の皆さんが自らの地域を良くするための活動が盛んになっています。市では市民の活動を積極的にサポートしています。市で設けている各種補助制度や相談窓口などを紹介します。

☎自治振興課 995-1874

### きれいなまちづくり推進事業補助金

市が管理する道路や河川、公園、用地などの身近な公共空間の美化を促進するため、ボランティアによる継続性を持って行われる環境美化活動を支援します。



#### 補助金の概要

対象事業	活動区域内の空き缶・たばこの吸い殻などの散乱ごみの収集、花壇の設置や草花の維持管理、その他環境美化に必要な活動
補助内容	活動維持のための補助金の交付(清掃用具等の消耗品費など)、活動の周知、ボランティア活動保険に加入するための手続きなど

#### 補助金限度額

活動年度	300㎡未満	300㎡以上 600㎡未満	600㎡以上
初年度	5万円	10万円	15万円
2年度目以降	1万1千円	2万2千円	3万3千円

### 地域づくり学習会補助金

暮らしを巡る課題に対し、住民主体での解決に取り組むために行う学習会やワークショップなどにかかる費用を補助します。



#### 補助金の概要

対象事業	暮らしをめぐる課題解決のための学習会やワークショップ
補助内容	対象事業費の10/10 上限15万円(講師料や消耗品費など)
その他	講演会のみなど課題解決への取り組みがない事業は対象外です。

### パートナーシップ事業補助金

魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化や課題解決に向けた市民の自主的な活動に対し、補助金を交付します。



#### 補助金の概要

対象事業	次の①②いずれかに該当する事業 ①市民の提案で実施する、市民協働の推進とまちづくりに必要と認める事業 ②課題解決のために市民の協力が必要なもので、行政と協働して実施する事業
対象団体	次の全てに該当する団体 ①構成員が3人以上で、その過半数が市内に住んでいるか、通勤・通学している団体 ②市内に活動拠点があり、市内で活動している団体
補助内容	補助事業費の10/10 上限40万円(備品費や消耗品費、広告費、賃借料など)

### 市民活動センター

市民活動センターでは、区や市民活動団体の運営、活動の企画など、幅広く相談に対応します。気軽に相談してください。



#### 利用案内

開所日 (相談受付時間)	月～金曜日 (8時30分～17時15分) ※スタッフ不在の場合あり ※祝日、お盆、年末年始などを除く
生涯学習センター 1階 フリースペース 開放時間	火～日曜日 8時30分～21時30分
設備	コピー機(有料)・印刷機(無料、要団体登録、枚数上限あり)

※詳しくは市公式ウェブサイトを確認してください。